

報道関係者各位

平成27年3月19日

【照会先】

職業安定局派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課長 富田 望

主任中央需給調整事業指導官

戸ヶ崎 文泰

課長補佐 梅田 心一郎

(代表電話) 03(5253)1111 (内線5335)

(直通電話) 03(3502)5227

## 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました

～労働者派遣法に規定する欠格事由に該当した事業主に対して実施～

厚生労働省は本日(平成27年3月19日)、エムズ・コーポレーション(特定派遣元事業主 三品 喜照)に対して、特定労働者派遣事業の事業廃止を命じました。

詳細は下記のとおりです。

### 1 特定労働者派遣事業の事業廃止を命じた事業主

- |             |               |
|-------------|---------------|
| (1) 事業所名    | エムズ・コーポレーション  |
| (2) 所在地     | 岐阜県岐阜市白木町41番地 |
| (3) 届出受理年月日 | 平成19年5月7日     |
| (4) 届出番号    | 特21-300332    |

### 2 処分内容

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第21条第1項の規定により、平成27年3月19日付けで特定労働者派遣事業の廃止を命ずる。

### 3 処分理由

特定派遣元事業主 三品 喜照は出入国管理及び難民認定法違反により、平成26年9月25日に懲役1年6月、執行猶予3年の刑が確定した。

このため、労働者派遣法第6条第1号に規定する欠格事由に該当することとなった。

※労働者派遣法の関係条文は別添をご参照ください。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（抄）

（許可の欠格事由）

第 6 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第 1 項の許可を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定（同法第 50 条（第 2 号に係る部分に限る。）及び法第 52 条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 73 条の 2 第 1 項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 5 年を経過しない者

二～十二 略

（事業廃止命令等）

第 21 条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第 6 条各号（第 4 号から第 7 号までを除く。）のいずれかに該当するとき又は第 48 条第 3 項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第 23 条第 3 項若しくは第 23 条の 2 の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業（2 以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第 6 条第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 略